

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第二十四条5に係る実施取決め

日本国とドイツ連邦共和国の権限のある当局は、2015年12月17日に東京で署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）第二十四条5に規定する仲裁手続の実施方法を定めた。

両締約国の権限のある当局は、この取決めに定める協定第二十四条に規定する相互協議手続（以下「相互協議」という。）に関する手続に誠実に従う。

1. 事案の仲裁への付託の要請

協定第二十四条5の規定に基づく仲裁の要請（以下「仲裁の要請」という。）は、書面によって、次の部署を経由して一方の締約国の権限のある当局に送付される。

- (a) 日本国については、国税庁相互協議室
- (b) ドイツ連邦共和国については、Federal Central Tax Office

当該仲裁の要請は、英語又は各締約国の権限のある当局がその裁量において受け入れることができる他の言語により行われ、かつ、事案を特定するための十分な情報を含む。また、当該仲裁の要請には、当該仲裁の要請を行った者により、同一の事項に関する法的拘束力のある決定がいずれの締約国の裁判所又は行政審判所においても行われていない旨の文書が添付される。

当該仲裁の要請を受領した一方の締約国の権限のある当局は、その受領した日の翌日から14日以内に、当該仲裁の要請及び添付文書の写しを他方の締約国の権限のある当局に送付する。当該仲裁の要請が、当該一方の締約国の権限のある当局に対して、英語以外の言語により行われた場合、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該仲裁の要請及び添付資料の英訳を、他方の締約国の権限のある当局に送付する。

2. 事案を仲裁に付託する時期

仲裁の要請は、協定第二十四条1の規定に基づき一方の締約国の権限のある当局に申し立てられた事案が他方の締約国の権限のある当局に対しても提示された日から2年を経過した日より初めて可能となる。これに関し、以下の情報が提示された場合にのみ、当該事案は他方の締約国の権限のある当局に提示されたと認められる。

- (a) 当該事案に係る相互協議の申立てを一方の締約国の権限のある当局に行った者の氏名又は名称及び住所
- (b) 当該事案によって直接に影響を受ける(a)に定める者以外の者の氏名又は名称及び住所

- (c) 対象となる課税年度
- (d) 協定の規定に適合しないとされている課税を生じさせた措置の内容及び日付並びに両締約国の通貨による関連する金額
- (e) 当該事案に係る相互協議の申立てを一方の締約国の権限のある当局に行った者から提出された以下の情報及び補足資料の写し
 - (i) 当該事案に係る相互協議の申立てを行った者が、協定の規定に適合しない課税が生じていると考える理由についての説明
 - (ii) 関係する取引及び関連者の関連性、状況又は構成
 - (iii) 協定の規定に適合しないとされている課税に関して関連する税務当局から受領した文書の写し
- (f) 当該事案によって直接に影響を受ける者がいずれかの締約国において、異議申立書、審査請求書又はこれらに相当する文書の提出を行ったか否かを記載した文書
- (g) 協定第二十四条 1 に規定する権限のある当局が、同規定に基づく相互協議の申立てを受領した日の翌日から 90 日以内に特に求めた追加的情報

一方の締約国の権限のある当局は、必要に応じ、関連する情報を英語により他方の締約国に送付する。当該他方の締約国の権限のある当局は、当該関連する情報を受領した日の翌日から 90 日以内にその完全性を評価し、1) 当該相互協議の申立てを行った者からの追加的情報の要請を行うか、又は、2) 当該仲裁の要請を受領した当該一方の締約国の権限のある当局に対して、当該事案の実質的な検討を行うために必要な情報を受領したことを通知する。

両締約国の権限のある当局は、均等な情報の水準を保つため、要請された追加的情報が両締約国の権限のある当局間で共有されることを確保する。両締約国の権限のある当局は、この取決め 2 で示された全ての情報が提示された日について相互に確認を行う。当該全ての情報が提示された日を確認した後、一方の又は両締約国の権限のある当局が、当該相互協議の申立てを行った者から更なる情報を求めた場合、当該情報は受領後直ちに他方の締約国の権限のある当局に送付される。

協定第二十四条 1 の規定に基づき相互協議の申立てを受けた権限のある当局は、その申立てを行った者に対して、当該相互協議の 2 年間の開始の日を通知する。

3. 付託事項

両締約国の権限のある当局に対して仲裁の要請が提示された日の翌日から 90 日以内に、両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会によって解決されるべき事項について決定し、それを書面で当該仲裁の要請を行った者に通知する。この決定は事案に関する「付託事項」を構成する。

また、両締約国の権限のある当局は、この取決めの以下の定めにかかわらず、付託事項において、その定めに含まれる手続規則に追加し、又はこれと異なる手続規則を定め、適切とみなされるその他の事項を処理することができる。

4. 付託事項の不通知

付託事項がこの取決め3に定める期間内に仲裁の要請を行った者に通知されなかった場合には、その者及びそれぞれの締約国の権限のある当局は、当該期間の末日の翌日から30日以内に、仲裁によって解決されるべき事項の一覧を相互に書面で通知することができる。その期間内にこうして通知された一覧の全てが、仮の付託事項を構成する。

この取決め5に従って全ての仲裁人が任命された日の翌日から30日以内に、仲裁人は、そのように通知された一覧に基づく仮の付託事項を改定したものを、両締約国の権限のある当局及び当該仲裁の要請を行った者に通知する。

両締約国の権限のある当局は、その改定された仮の付託事項を受領した日の翌日から30日以内に、それとは異なる付託事項を決定し、それを仲裁人及び当該仲裁の要請を行った者に書面で通知することができる。両締約国の権限のある当局がその期間内にこの通知を行った場合には、この異なる付託事項が、事案に関する付託事項を構成する。

両締約国の権限のある当局が異なる付託事項の決定及び書面による通知をその期間内に行わなかった場合には、仲裁人によって改定された仮の付託事項が、事案に関する付託事項を構成する。

5. 仲裁人の選任

仲裁の要請を行った者が付託事項を受領した日の翌日から90日以内に、又はこの取決め4に定める場合には両締約国の権限のある当局が仲裁の要請を受領した日の翌日から120日以内に、両締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。

二人目の仲裁人が任命された日の翌日から60日以内に、両締約国の権限のある当局により任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の議長としての職務を果たす第三の仲裁人を任命する。

一方の締約国の権限のある当局が、定められた期間内に仲裁人を任命することができない場合には、経済協力開発機構の租税政策・税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの締約国の国民でもない者が、他方の締約国の国民でない三人の候補者を、その期間の末日の翌日から30日以内に、当該一方の締約国の権限のある当局に書面により提案する。当該一方の締約国の権限のある当局は、書面による提案を受領した日の翌日から60日以内に、提案された候補者の一人を仲裁人として

任命する。

定められた期間内に最初の二人の仲裁人により第三の仲裁人が任命されない場合には、別の任命方法を定めていない限り、各締約国の権限のある当局は、その期間の末日の翌日から 10 日以内に、第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。既に任命された二人の仲裁人は、候補者の一覧を受領した日の翌日から 10 日以内に、提案された候補者の中から仲裁のための委員会の議長としての職務を果たす第三の仲裁人を任命する。

仲裁人の選任において、困難が生じる場合には、両締約国の権限のある当局は、その解決のため相互に協議する。

何らかの理由によって、仲裁手続の開始後に仲裁人を交代させる必要がある場合には、この取決め 5 の手続を準用する。

6. 仲裁人の資格及び任命

協定の議定書 10 (b) (i) 及び (iii) の規定に従い、

(a) 全ての仲裁人は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する者とし、

(b) 全ての仲裁人及びそれらの職員は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、協定第二十四条 1 の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、かつ、いずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

各仲裁人は、適切な職員から補助を受けることができる。ただし、両締約国の権限のある当局から、その職員に別途報酬は支払われない。

仲裁人は、その任命を確認する書簡が、当該仲裁人の任命権限を有する者及び当該仲裁人の両者により署名された時に任命されたものとする。

7. 情報の通信と秘密保持

協定の議定書 10 (b) (iv) の規定に従い、両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、協定第二十五条 2 及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

8. 適時の情報提供が行われなかった場合及び相互協議の中断があった場合

この取決め 5 にかかわらず、両締約国の権限のある当局が、協定第二十四条 5 に規定する 2 年以内に仲裁に付託された事項を解決できなかったことが、主として、事案

によって直接に影響を受ける者が適時に関連する情報を提供しなかったことに帰するものと判断した場合には、両締約国の権限のある当局は、仲裁人の任命をその情報の提供の遅延に対応する期間延期することができる。

この取決め5にかかわらず、協定第二十四条5に規定する2年以内に仲裁に付託された事項を解決できなかったことが、相互協議の申立てを行った者からの要請により、相互協議を中断していたことに帰する場合には、両締約国の権限のある当局は、仲裁人の任命をその中断に対応する期間延期することができる。

両締約国の権限のある当局は、その遅延及び中断に対応する期間を決定する。協定第二十四条1の規定に基づき相互協議の申立てを受けた権限のある当局は、仲裁の要請を行った者に対して、その決定した期間を通知する。

9. 手続上及び証拠上の規則

この取決めと付託事項に従い、仲裁人は、付託事項に定められた事項を解決するために必要と認められる手続上及び証拠上の規則を採用する。

協定の議定書10(c)の規定に従い、両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対して、秘密情報を含む仲裁決定に必要な情報を遅滞なく提供する。

仲裁手続の作業言語は英語による。全ての仲裁人は、全会一致で、その他の作業言語を用いることを決定できるが、両締約国の権限のある当局から、当該その他の作業言語へ翻訳された資料の提供を受けることはできない。当該その他の作業言語を用いるという決定にかかわらず、仲裁決定は、この取決め14に従って、書面により英語で、両締約国の権限のある当局に提示される。

両締約国の権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、情報（この取決め10により、仲裁の要請を行った者又はその代理人から書面で提供された情報を含む。）のうち両締約国の権限のある当局が仲裁の要請を受領する前に入手できなかったものは、仲裁決定に関し考慮されない。

10. 仲裁の要請を行った者の参加

仲裁の要請を行った者は、直接に又はその代理人を通じ、相互協議で許容されるのと同等の範囲で、仲裁人に対して書面により英語で自らの立場を表明することができる。

11. 実施準備

両締約国の権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、仲裁に至った事案の申立てを最初に受けた権限のある当局は、仲裁のための委員会の電話、ビデオ又は対面会議の実施準備に対して責任を負い、仲裁手続の実施に要する運営人員を提供する。

こうして提供された者は、仲裁手続に関する事項を、仲裁のための委員会の議長に対してのみ報告する。

仲裁のための委員会の構成員は、可能な限り電話及びビデオ会議を使用して相互に及び両締約国の権限のある当局と通信する。対面会議に関する追加費用が必要となる場合、その旨を、議長は両締約国の権限のある当局に通知する。議長は、仲裁のための委員会の対面会議を開催すべきであることを両締約国の権限のある当局への通知した日の翌日から 30 日以内に、両締約国の権限のある当局から、その開催の是非並びに開催する場合には、その日時及び場所について承認を得る。

12. 費用

協定の議定書 10(b) (v) の規定に従い、

- (a) 各締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者は、自らが仲裁手続に参与する費用（旅費並びに自らの見解の作成及び提示に関する費用を含む。）を負担する。
- (b) 各締約国の権限のある当局は、その締約国の権限のある当局のみが任命した仲裁人の報酬、並びに特定の事案に関する旅費、通信費、及び運営費（翻訳及び通訳費用を含む）を負担する。
- (c) 仲裁のための委員会の議長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。協定の議定書 10(b) (v) に規定する「その他の仲裁手続の実施に関する費用」には、この取決め 11 で定められた仲裁のための委員会の会議の実施準備及び仲裁手続の実施に要する運営人員に関する費用は含まれない。これらの費用は、仲裁に至った事案の申立てを最初に受けた権限のある当局が負担する。
- (d) 両締約国の権限のある当局に任命された各仲裁人は、仲裁のための委員会の会議や準備の日ごとに、1,000 ユーロ又は、その日本円相当額の報酬を受領する。仲裁のための委員会の議長は、他の仲裁人より 10% 高い報酬を受領する。報酬の額は、インフレーション、デフレーション、若しくは為替変動又はその他の状況を適切に反映させるため、各締約国の権限のある当局の要請により、必要に応じて改定することができる。

一般に、各仲裁人は、仲裁に係る 7 日間を超えない業務について支払いを受ける。仲裁人は、仲裁事案に係る業務日におけるそれぞれの業務を証する文書又は仲裁人の当該仲裁事案に関する共同の意思決定に係る議事録等の仲裁手続に係る業務日の適切な記録を作成し、適時に両締約国の権限のある当局に提出する。仲裁人が事案について適切に検討するための追加的時間が必要であると考えられる場合には、仲裁のための委員会の議長は、追加的時間を要請するために両締約国の権

限のある当局に連絡する。両締約国の権限のある当局は、追加的時間を付与するか、及び付与する場合、どの程度追加的時間を付与するかを共同で決定する。

13. 適用される法原則

仲裁人は、適用される協定の規定に従って、また、これらの規定に服しつつ、両締約国の法令の規定に従って、仲裁に付託された事項についての決定を行う。

仲裁人は、協定の解釈に関する事項を、条約法に関するウィーン条約第三十一条から第三十三条までに採用された解釈の原則に照らし、OECD モデル租税条約の序論 28 から 36.1 までに述べられるとおり、定期的に改定される OECD モデル租税条約コメントリーに配慮しつつ、判断する。同様に、独立企業原則の適用に関する事項は、OECD 多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドラインに配慮して判断される。

また、仲裁人は、両締約国の権限のある当局が付託事項において明示的に特定するその他の根拠を考慮する。

14. 仲裁決定

仲裁決定は、仲裁人の単純多数決で決せられる。

仲裁決定は、両締約国の権限のある当局へのみ英語により文書で提示され、その後直ちに両締約国の権限のある当局によって当該仲裁決定に係る仲裁の要請を行った者に対して通知される。仲裁決定には、両締約国の権限のある当局が決定した場合には、依拠した法の出所及び結論に至った理由が示される。いずれか一方の締約国の権限のある当局から要請があった場合には、仲裁のための委員会の議長は、両締約国の権限のある当局に対して、当該仲裁のための委員会における議論の概要を示す。

協定の議定書 10(d) (i) の規定に従い、仲裁決定は、先例としての価値を有しない。仲裁決定は、仲裁の要請を行った者、直接に影響を受ける者及び両締約国の権限のある当局が、仲裁決定の全て又は一部の公表、及びその公表の形式に関して書面により同意しない限り、公表されない。

15. 仲裁決定の通知のために認められる期間

仲裁決定は、仲裁のための委員会の議長が事案の検討を開始するために必要な全ての情報を受領した旨を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に対して書面で通知した日の翌日から 180 日以内に、両締約国の権限のある当局に対して通知される。

前段にかかわらず、最後の仲裁人が任命された日の翌日から 60 日以内に、又は最初の二人のうち後に任命された仲裁人が任命された日の翌日から 60 日以内に第三の仲裁人が任命されなかった場合には最後の仲裁人が任命された日の翌日から 40 日以内に、仲裁のための委員会の議長が両締約国の権限のある当局のうち一方の同意を得

て他方の締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に対し事案の検討を開始するために必要な全ての情報を受領していない旨を書面で通知した場合において、

- (a) 当該仲裁のための委員会の議長がその通知が送付された日の翌日から 60 日以内にその必要な情報を受領したときは、仲裁決定は、当該仲裁のための委員会の議長がその必要な情報を受領した日の翌日から 180 日以内に、両締約国の権限のある当局に対し通知され、
- (b) 当該仲裁のための委員会の議長がその通知が送付された日の翌日から 60 日以内にその必要な情報を受領しなかったときは、両締約国の権限のある当局が別の決定をしたときを除くほか、当該仲裁のための委員会の議長が後にその必要な情報を受領したときであっても、仲裁決定は、その情報を考慮に入れることなく行われ、その通知が送付された日の翌日から 240 日以内に、両締約国の権限のある当局に対し通知される。

予見不能の事象により、仲裁決定が定められた期間内に通知されないおそれがある場合には、両締約国の権限のある当局は、この取決め 15 に定める期間を、決定した期間延長することができる。

16. 定められた期間内に仲裁決定の通知が行われなかった場合

仲裁決定がこの取決め 15 に定める期間内に両締約国の権限のある当局に通知されなかった場合には、両締約国の権限のある当局は、180 日を上限として当該期間の延長を決定することができる。この取決め 15 に定める期間の末日の翌日から 30 日以内にその決定を行わない場合には、両締約国の権限のある当局は、この取決め 5 に従って、一以上の新たな仲裁人を任命する。

17. 仲裁決定の確定

仲裁決定は、協定第二十四条 5 の規定若しくは協定の議定書 10 の規定の違反又は付託事項若しくはこの取決めに含まれる手続規則の不順守（仲裁決定に影響を及ぼしたものであるとして相当と認められるものに限る。）により、当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。

仲裁決定が前段の違反又は手続規定の不順守によって無効であるとされる場合は、仲裁の要請及び仲裁手続は、この取決め 7 及び 12 の適用を除き、行われなかったものとする。

18. 仲裁決定の実施

両締約国の権限のある当局は、仲裁に至った事案に関し相互協議の合意を行うことにより、仲裁決定の通知が行われた日の翌日から 180 日以内に、当該仲裁決定を実施し、この相互協議の合意を当該仲裁決定に係る仲裁の要請を行った者に通知する。

両締約国の権限のある当局は、仲裁決定の通知から実施までの期間を、決定した期間延長することができる。

協定の議定書 10(f)の規定に従い、

- a) 訴訟又は審査請求が行われている事案について、当該訴訟又は審査請求の当事者であって当該事案により直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後 60 日以内に、関連する裁判所又は行政裁判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げない場合には、当該仲裁のための委員会の決定を実施する両締約国の権限のある当局の相互協議の合意は、当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。
- b) この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。

19. 仲裁決定が行われない場合

協定の議定書 10(e)の規定に従い、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に対して送付するまでにその仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する相互協議（仲裁手続を含む。）は、終了する。

- a) 両締約国の権限のある当局が、協定第二十四条 2 の規定に従い、当該事案を解決するための相互協議の合意に達したことを、書面で仲裁人及び当該仲裁の要請を行った者に通知する場合
- b) 当該事案について申立てをした者が仲裁の要請を撤回する場合
- c) 仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政裁判所が拘束力のある決定を行う場合

当該事案に関する相互協議（仲裁手続を含む。）が、この (b) 又は (c) に定める理由により終了する場合には、両締約国の権限のある当局は、当該事案を合意に至らずに終了させるための書簡を交換する。

20. 最終事項

この取決めは、協定第二十四条 5 の規定が効力を生じることとなった後に、同規定に従ってなされる仲裁の要請に対して適用される。両締約国の権限のある当局が、未解決の事項が仲裁による解決に適しないことについて決定し、かつ、その旨を当該決定に係る事案について申立てをした者に対して他方の締約国の権限のある当局に対する当該申立ての日から二年以内に通知した場合には、協定第二十四条 5 の規定に従い、仲裁手続は行われぬ。

両締約国の権限のある当局は、書簡の交換により、この取決めに修正し、又は補足することができる。

この取決めに、英語により二通作成した。

日本国の権限のある当局のために

ドイツ連邦共和国の権限のある当局のために